

(關係資料)

「労災医療専門家会議」の開催要綱

1 趣旨、目的

労働者災害補償保険法により療養を受け、その症状が固定した後においても、傷病の性質上、後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させる場合があることにかんがみ、予防その他の保健上の措置としてアフターケアを実施しているところである。

アフターケアは、「労働福祉事業としてのアフターケア実施要領」（以下「要領」という。）をもって対象傷病及び措置内容等を具体的に定め、同要領に基づき運用しているところであるが、アフターケアを適切に実施するために、その目的に沿った措置内容等について、最新の医療水準に見合うもの等とすべく、適宜見直しを図っていく必要がある。

については、適切なアフターケアの措置内容等について、医学的、専門的立場から検討することを目的として、「労災医療専門家会議」を開催し、平成19年2月末を目処に検討結果を取りまとめる。

2 検討内容

労災医療におけるアフターケアの適切な措置内容等について検討する。

3 その他

- (1) 本会議は、厚生労働省労働基準局労災補償部長が学識経験者の参集を求めて開催する。
- (2) 本会議には、座長を置き、座長は会議の議事を整理する。
- (3) 本会議においては、必要に応じ、学識経験者の出席又は意見書の提出を求めることがある。
- (4) 本会議は公開とする。
- (5) 本会議の庶務は、厚生労働省労働基準局労災補償部補償課において行う。

「労災医療専門家会議」参集者名簿

(50音順)

| 氏名 | 役職名等 |
|--------|-----------------------------|
| 石田 仁男 | 関東労災病院 泌尿器科部長 |
| 伊地知 正光 | 元東京労災病院 整形外科部長 |
| 岡崎 祐士 | 都立松沢病院 院長 |
| 奥平 雅彦 | 北里大学 名誉教授・中央労災医員 |
| 鎌田 光二 | 横浜労災病院 眼科部長 |
| 川城 丈夫 | 済生会横浜市東部病院 院長 |
| 木村 彰男 | 慶応義塾大学月が瀬リハビリテーションセンター 所長 |
| 黒木 宣夫 | 東邦大学医療センター佐倉病院 精神神経医学研究室 教授 |
| 小出 良平 | 昭和大学 医学部教授 |
| 重松 宏 | 東京医科大学 外科学第二講座主任教授 |
| 谷島 健生 | 東京厚生年金病院 副院長 |
| 戸田 剛太郎 | せんぼ東京高輪病院 院長 |
| 馬杉 則彦 | 湯河原厚生年金病院 院長 |
| 保原 喜志夫 | 北海道大学 名誉教授 |
| 松島 正浩 | 東邦大学 医学部教授 |
| 三上 容司 | 横浜労災病院 整形外科部長 |
| 柳澤 信夫 | 関東労災病院 院長 |
| 山口 浩一郎 | 上智大学 名誉教授 |